

## 公益財団法人 公益法人協会 第50回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成30年12月12日(木) 15時～17時
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数  
    総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 11名  

(出 席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、田中 翔、鶴見和雄、  
    時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、早瀬 昇、堀田 力、山岡義典  
(欠 席) 亀谷(黒田)かをり、高宮洋一、橋本大二郎、福原義春  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちづ子、平川純子  
(評議員傍聴) 浅野 有、上保紀夫、紙野憲三、木戸 寛、木村裕士、小西恵一郎、振角秀行、  
    山本雅貴、吉井實行、渡邊 肇  
(顧問傍聴) 石村耕治、岡本仁宏

注) 本理事会には傍聴を希望する評議員10名及び顧問2名が同席した。

### 5 議 題

#### 決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

#### 報告事項

- ① 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」の開催
- ② 「日本学術会議公開シンポジウム」における講演
- ③ 民間法制・税制調査会による提言内容
- ④ 政府、与党等への提言・要望活動
- ⑤ 法制審における公益信託法見直しの状況
- ⑥ 「マスコミ懇談会」の開催
- ⑦ 「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」の状況
- ⑧ 平成30年度財務の状況
- ⑨ 監事会報告
- ⑩ その他の報告(その他職務執行状況等)

### 6 議事の経過及びその結果

#### (1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中11名が出席、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員10名及び顧問2名の同席が了承された。

#### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成31年3月13日（水）15時開始

場所： 仏教伝道センター

目的である事項等： 平成31年度事業計画書及び收支予算書等の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○ 報告事項

### ① 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」の開催（雨宮理事長）

12月4日、アイビーホールにて開催。定員140名のところ、当目は200名近くの参加があり盛会であった。山下内閣府公益認定等委員会委員長、二宮経団連企業行動・CSR委員長の挨拶の後、堀田（公財）さわやか福祉財団会長よりキーノートスピーチ「10年の回顧と今後の展望」、雨宮理事長より調査提言「公益法人制度改革要望の検討結果」、同じく義（公財）住友財団常務理事より「制度改革が助成財団に及ぼした影響等の調査結果」が発表され、休憩時間を挟んでパネルディスカッションが行われた。大会宣言には、財務三基準についての要望、変更認定申請の簡便化、情報公開の改善が盛り込まれた。終了後の記者会見には日本経済新聞、宗教新聞の2社が参加。（後日、12月6日付日本経済新聞社説欄に、当日の模様が掲載された）

### ② 「日本学術会議公開シンポジウム」における講演（雨宮理事長）

11月8日（木）、日本学術会議講堂にて開催。日本における学会の6～7割が任意団体だが、その他、一般法人、公益法人、NPO法人と法人格は多様で、一般法人の中には公益認定を希望するところもある。小規模法人特有の課題を抱えており、主に財務三基準の問題、定期提出書類の問題については来年3月に提言がまとまる予定である、とのことであった。

### ③ 民間法制・税制調査会による提言内容（鈴木副理事長）

本年2月より、WGを含めると20回程度、会議を行った。来年3月に正式な報告書を出す予定である。提言は公法協のほか、（公財）さわやか福祉財団、（公財）助成財団センターの3団体の責任において行うものである。配布資料は、12月4日のシンポジウムにおける提言に関する限りにおいて抽出したものであるが、この調査会における改正提言事項3つが、12月4日のシンポジウムにおける大会宣言となった、とのことであった。

### ④ 政府、与党等への提言・要望活動（鈴木副理事長）

11月9日公明党、同15日立憲民主党、同22日国民民主党、同27日内閣府、同30日公益認定委員会事務局長とそれぞれ面談し、要望説明を行った。政党の方からヒアリングしたいという要望があり、税制だけでなく法制度改正の要望も行ったが、メインは税制改正要

望である。その主な要望事項としては、①公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設、②法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充、③貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化であるが、特に③については内閣府、文科省も賛同しており、実現の可能性はこれが一番近いと思われる、とのことであった。

#### ⑤ 法制審における公益信託法見直しの状況（鈴木副理事長）

法制審議会信託法部会は、12月18日要綱案のたたき台にて審議は終了見込みであり、来年2月の審議会で最終決定の予定である。新公益信託と公益財団法人は大部分は似て、一部分は非なるものだが、新公益信託はいわゆる1階建てであり、公益財団法人は認定による2階建てであること、また、ガバナンス面では、公益信託が行政庁と信託管理人だけで運営委員会の設置は任意であるのに対し、公益財団法人は行政庁、評議員、監事がその任を担う。公益信託の運営委員会は評議員に当たるため、ガバナンス体制がしっかりとしていると言える。そのため、公益財団法人は公益認定により税制上の優遇が直ちに受けられるが、新公益信託の場合は必ずしもそれに結びつくとは限らないのではないかという懸念がある。公益法人が公益信託の受託者たり得る可能性はある。また、税制優遇については公益信託の方が少ないこととなると、公益法人の方が有利であり、両者の制度間競争にはならないのではないか、さらに、収支相償原則が公益信託に適用されることから、今回の公益信託法の見直しが今後、公益法人制度の問題点の改正の導火線となるかどうかについては、必ずしも期待できないのではないか。

続いて、雨宮理事長より今回の提言・要望活動について補足説明があった。説明によると、具体的には、財務三基準のうち収支相償基準については撤廃する旨申し入れる、ということである。仮に撤廃されなくても、そもそも収支相償とは、事業をした収入に対し支出がどれくらいかという話であり、収入については寄附金、補助金、みなし寄附金を含めるべきではないということを要望した。また、収益事業から公益目的事業への50%超の繰入れについては、例えばビルを建ててその賃料で奨学金事業を行う場合、ビルに対する固定資産税等の経費が多額であるため公益目的事業が50%を超えない場合もあり、収益事業についてはかかった費用も公益事業会計に入れてよいとしてはどうかということを主張した。さらに、遊休財産規制については、保有する株式の値が急に下がった場合に公益目的事業が実施できないということもあり得る。したがって、3事業年度分くらいの費用の金額までは遊休財産を認めて欲しいとの要求をした、とのことであった。

上記までの報告に関して次の質疑応答があった。

(早瀬理事) NPO法(特定非営利活動促進法)は来年が見直しの年であるが、公益法人制度はないのか。

(鈴木副理事長) NPO法の設置は議員立法だったが、公益法人制度改革関係法令は閣法によるものであったため、それがない。

(雨宮理事長) ただ、附則には見直す旨の規定があるので、改正の根拠にはなる。

(平川監事) 公益法人が受託者になっていくつもやると、信託業法の問題になるか。

(鈴木副理事長) 信託業法部会でも議論されたが、実際はそれほど多くないだろうという見解だった。

(平川監事) 複数を受託する場合は、2件目から同業法が適用されるということか。

(鈴木副理事長) 2つめから、ということになると思う。

(雨宮理事長) 公益信託と公益法人の大きな違いは、公益信託は信託財産の取崩しが可能であり、例えば公益信託は100万ずつ毎年10年間奨学金を支払う場合、出損者の生存中でもどう使われているかがよく理解できるというもの。これに対して公益法人は、事業の永続性に重きが置かれているもの。公益法人と公益信託をいかに使い分け、公益的な事業をいかに展開するか、それを使う側が判断することが重要であると思っている。

⑥ 「マスコミ懇談会」の開催（鶴見常務理事）

①のシンポジウムに関連するが、「公益法人制度改革10周年」について10月18日、マスコミ各社を招き、報告と意見交換を行った。メディア8社から10名が参加、10月25日付日刊工業新聞で、雨宮理事長の発言が取り上げられた。『公益法人』誌11月号で報告した。今後も、その年毎の重要な案件に焦点を当て、戦略的な広報を継続して行いたい、とのことであった。

⑦ 「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」の状況（鶴見常務理事）

同基金では、7月の被災地現地調査を経て、8月初旬に公募開始、9月下旬に配分委員会を開催し、7団体に対し329万円の第1回助成金配分を行った。来年3月の理事会にて320万円程度の第2回助成金配分を決定する予定である、とのことであった。

⑧ 平成30年度財務の状況（鶴見常務理事）

9月末までの6ヶ月実績について、経常収益は経過期間の基準値10%ほど超え、概して順調であると言えるものの、収入の半分を占める会費については、9月末までの入会が計画に対して大きく未達であるので、新規設立の法人、一般法人等をターゲットとして、巻返しを図り、また、主要事業であるセミナー、出版はともに、好調である社会福祉法人を対象とした企画にドライブをかけていきたい、とのことであった。

⑨ 監事会報告（鶴見常務理事）

11月28日に開催された本年度第2回の監事会において、上期の事業、財務の状況等について報告したとの説明があった。

⑩ その他の報告（その他職務執行状況等）

上記(9)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会、専門委員会、提言・要望活動）が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」（役員会、会員、社内システム、団体保険）が鶴見常務理事であった。

また、鶴見常務理事より、平成31年度事業計画書、收支予算書等の承認等に係る次回理事会の開催（3月8日、エッサム神田ホール2号館）について連絡があった。

その他の項目に関する質疑応答は、次のとおりであった。

(岸本理事) 公益目的事業1の「NO PODAS」について。改修作業が一時中断しているが、来年度は予算化してバージョン7に進展させることだが、費用的にどのくらいかかるのか。そもそもNO PODASを今後どのようにされるつもりなのか

意見をお聞きしたい。また、みなしひ渡所得税非課税となる承認特例のための基金について、先日承認が下りたとのメールがあったと思うが、その後公法協としてどのように取り扱われているかも、合わせてうかがいたい。

(鶴見常務理事) N O P O D A Sは設置して10年が経過した。2020年2月には、サポートが切れる予定である。改修には最低500万円の費用がかかる。収益を生むビジネスモデルではない情報提供のためのサイトであり、今後については理事会、執行理事間で十分に協議したい。

(岸本理事) 少なく見積もって500万ということだと思うが、基本的にはやらざるを得ないというご判断か。

(鶴見常務理事) 収益モデルにまではできるかどうかという検討を、先に立てるべきだと思っている。放り出すのは簡単だが、今まで1千万以上の投資をしている。有効に活用し、収益を生むような事業にしたい。公益法人についてはリッチなデータが入っているが、N P O法人についてはカバーできていない。世間的には、N O P O D A Sのほか、日本財団、日本N P Oセンターがそれぞれデータベースを有している。付加価値をつけていくことを考えたい。

(早瀬理事) 日本N P Oセンターはデータベースの運用実績がテックスープとの連携に結びついたが、その話が出るまでは、何回もやめようかという話が出た。内閣府もそれなりのデータを公開しているし、運営にかなりのコストが必要なので、中止の議論はあった。

(岸本理事) 予算化するのは良いのか、まず存続させるかどうかというところから、きちんと議論をすべきことだと思う。

(鶴見常務理事) 単純に予算化し継続するということではなく、どういう風に継続するかということについて、真剣に探りたい。

(長沼事務局次長) みなしひ渡所得税非課税となる承認特例のための基金については、公益法人協会は「民間公益活動推進基金」を立ち上げ、9月28日開催の理事会で承認を受けた後、10月5日に内閣府に申請書を提出した。10月16日には、関係する税制改正のセミナーを開催した。その翌週、内閣府より2点の修正依頼があつたためこれに対応し、11月5日付で確認が下りた。箱はできたものの箱に入れるものがまだなくメール通信、『公益法人』誌等で関係各所へ寄附の広報活動を行っている。現物寄附についても今後、当協会で扱っていきたいと考えている。

(岸本理事) 経緯は存じているが、箱はできたが今後どのような活動をされる予定かをお聞きしたい。

(雨宮理事長) ご指摘は、そのとおりである。ただ、不動産をいただいても公益法人協会としては事業として使えないが、例えばそれを売却し証券化して使用することはできる。入れるものを集めることに集中したい。1年経っても何も入っていないというのでは格好がつかないと思うし、それだけではなく、そもそも寄附を集める必要があると思うし、また多くの公益法人の皆様もこの制度を利用したいと考えていると思うので、お互いに情報交換をしていきたい。箱に入れる入れ方、転売する場合のやり方等、皆様の意見をおうかがいしたいと考えている。

(鶴見常務理事) 寄附金については、西日本の寄附金も含まれている。寄附金はしっかりと頂戴している。今回の発言は、しっかりと公益法人協会としても寄附のシステムを作れという、激励の言葉を受け取った。

(片山理事) 先日、内閣府でいくつかの法人に対してヒアリングを行っている。芸團協の大和さんとともに、認定等委員6名に対し思うところは話をした。ただ、時間がなく、このヒアリングがどういう性質のものかお聞きしたが、全体像が示されなかつたので、もし情報があれば教えていただきたい。

(雨宮理事長) 実は、内閣府から、どういう方にインタビューしたらよいかという相談を受け、何名か、代表となる方をお知らせした。来年の3月にまとめるとは聞いたものの、何をまとめるかまでは聞いていない。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年12月12日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちづ子

監 事 平川 純子